

6月は環境月間 〜今こそ節電にご協力を〜

これから夏に向け、電力消費が増加することが考えられます。さらなる節電へのご協力をお願いします。

◆極力電気を使わない生活を

本来に必要な考え、やむを得ないもの以外は電気の使用を控えましょう。

使っていない家電製品はコンセントを抜きましょう。テレビ・DVDプレイヤーなどのAV機器は待機電力が大きいものがあります。

◆製品ごとに節電を

・エアコン
家庭の節電の鍵となる電化製品です。

製品です。

外気の取り入れなどの工夫をし、体調に影響しない範囲で使用を減らしましょう。植物などで窓への日差しを遮る「緑のカーテン」や扇風機の活用も効果があります。

・照明

こまめに消すことはもちろん、不要な照明は消灯しておきましょう。部屋の照明の明るさも調節しましょう。

・電気ポット、温水便座の保温機能

極力使わず、電源を切っておきましょう。

・テレビ

つけっぱなしはやめましょう。必ず手を洗いましょう。

動物の正しい飼い方推進月間

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です。次のことに注意して、動物を適切に飼いましょ。

・動物を飼う前に、周囲に迷惑を及ぼさず、責任を持って最後まで飼うことのできる環境であるかどうか、よく考えましょ。

・飼う動物を選ぶときは、世話の方法やかかりやすい病気、その動物の習性に合った飼育方法ができるかどうかを確認しましょ。

・動物からうつる感染症を予防するため、過剰なふれあいは控え、動物にさわった後は



・犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。また、しつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑を及ぼさないようにしましょう。

・飼いが人が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診をうけさせることが必要です。

・猫は屋内で飼いましょ。糞尿や鳴き声等による被害を防止でき、また、感染症や交通事故等の危険から猫を守るができます。

・飼っている動物の糞尿は、責任を持って飼いが持ち帰りましょ。

・適正に飼うことができない子犬子猫を増やさないために、不妊去勢措置をましょ。

・やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼育主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼育主探しをお手伝いします。

・愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大100万円の罰金が科せられます。

・愛護動物を殺傷すると、最大2年の懲役または200万円の罰金が科せられます。

・猫は屋内で飼いましょ。糞尿や鳴き声等による被害を防止でき、また、感染症や交通事故等の危険から猫を守るができます。

・飼っている動物の糞尿は、責任を持って飼いが持ち帰りましょ。

・適正に飼うことができない子犬子猫を増やさないために、不妊去勢措置をましょ。

・やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼育主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼育主探しをお手伝いします。

・愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大100万円の罰金が科せられます。

・愛護動物を殺傷すると、最大2年の懲役または200万円の罰金が科せられます。

・愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大100万円の罰金が科せられます。

・愛護動物を殺傷すると、最大2年の懲役または200万円の罰金が科せられます。

・冷蔵庫
ドアの開閉をできるだけ減らしましょ。お子さんにも伝えましょ。

◆省電力製品の利用を

近年、照明をはじめとしてさまざまな家電製品で省電力設計がなされたものが多く販売されるようになってきました。無理に交換する必要はありませんが、買い替えの際にはそのような点にも注目してみてください。

・太陽光発電システム
(最大出力1kWあたり2万円 上限9万円)

住宅用省エネルギー設備等補助金の受付を開始

住宅用省エネルギー設備等を設置した方に、設置費用の一部を補助します。

対象の方は申請ください。

・一定の要件を満たした太陽光発電システム等を設置した住宅(本市内の区域内の住宅であって、居住部分の面積が2分の1以上である併用住宅を含み、賃貸住宅・集合住宅を除く)に自ら居住し、本市の住民基本台帳に記録されて

いる者であること。

②対象となる太陽光発電システムの設置事に係る着工日が、平成30年4月1日以降であること(太陽光発電システム等の設置工事に着工する前日までに建築工事が完了していること)。

③世帯全員が市税を滞納していないこと。

※そのほかにも要件がありますので、必ず申請前にご確認ください。

申請方法：太陽光発電システム等の設置後に、所定の交付申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を窓口へ提出



人と動物との共生に配慮して接しましょ。

千葉県動物愛護センターおよび同東葛飾支所では「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。

また、動物愛護、犬・猫の正しい飼い方、犬のしつけ、動物由来感染症などに関して、学校の授業や地元の勉強会等に無料で講師を派遣します。

詳細は問い合わせください。

岡山保健福祉センター(山武保健所)

千葉県動物愛護センター

空き地の雑草は定期的に除去を

空き地に雑草が茂っていると、周囲の景観を損なう上、やぶ蚊やハエなどの害虫の発生源になったり、ごみの不法投棄を招いたりして、周辺に住んでいる皆さんに迷惑が掛かります。

また、歩道や車道に雑草がはみ出すと、人や自転車、車の通行の妨げとなり危険です。

これから夏にかけて、雑草が伸びやすくなるので、空き地を所有・管理されている方は、定期的に草刈りなどを行いましょ。

岡地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386



「近所でごみを燃やしている、煙が目やのどが痛い」「洗濯物が干せない」「小さな子どもがいて、ぜんそくが心配」等の苦情が多く寄せられています。

適切な焼却設備を用いずにごみを燃やすことは法律で禁止されています。ドラム缶を用いて焼却したり、地面に穴を掘って焼却したりすることもお焚き上げ、軽微な焚き

火、農林漁業等の運営上やむを得ない場合など、例外的に野焼きが認められる場合であっても、発生する煙、灰等が悪臭や大気汚染の原因となるため他人の迷惑にならないようになければなりません。

野焼きが原因の火災も発生しています。良好な生活環境を維持するために、廃棄物は適切に処理し、野焼きは行わないようにしましょう。

岡地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386



野焼きをしてはいけません

野焼きをしてはいけません

6月は 蛍光灯の収集月

蛍光灯は、散乱防止のため中身の見える袋に入れるか、ひも等で束ねて収集日当日の朝8時までに集積所に出してください。ガムテープ等、はがすことが難しいものは束ねないでください。

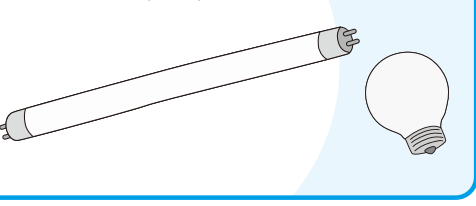
収集日以外に処分する場合は、回収倉庫をご利用ください。

▶回収倉庫の設置場所＝市役所・白里出張所・中部コミュニティセンター・農村ふれあいセンターやまべの郷

※中部コミュニティセンターおよび農村ふれあいセンターやまべの郷は、施設休館日はご利用できません。

▶利用時間＝8時30分～17時

岡地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386



『都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト』への協力ありがとうございます

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメダルの一部となる小型家電の回収について、152台(16kg)の携帯電話およびスマートフォンが集まり、メダルプロジェクトの認定業者に引渡しを行いました。今後も市役所受付にて回収を行っていますので、ご協力をお願いします。

回収品目：携帯電話およびスマートフォン

※周辺機器(充電アダプター等)は対象外です。

※回収場所：市役所1階受付

※市役所開庁時間にご利用いただけます。

※一度お受けした製品は返却できません。

※事業で使用したものは回収できません。

岡地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386



回収品目：携帯電話およびスマートフォン

※周辺機器(充電アダプター等)は対象外です。

※回収場所：市役所1階受付

※市役所開庁時間にご利用いただけます。

※一度お受けした製品は返却できません。

岡地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386

回収品目：携帯電話およびスマートフォン

※周辺機器(充電アダプター等)は対象外です。